

4月1日月▼30日火

固定資産の縦覧・閲覧

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

令和6年度固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧期間や場所などは、表のとおりです。

納税通知書は4月上旬発送

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。（第1期納期限は4月30日火）

課税明細書は
確定申告に使えます

課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用できます。
固定資産税・都市計画税の明細は、納税通知書と一緒につづられています。
※資産が多い場合は、別紙となる場合があります。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間	4月1日(月)～30日(火) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分	4月1日(月)～随時 (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分
縦覧・閲覧場所	市民税務課固定資産税係(市役所2階)	
縦覧・閲覧ができる方	○固定資産税の納税者 ○納税者と同一世帯の親族 ○代理人	○固定資産税の納税義務者 ○納税義務者と同一世帯の親族 ○代理人 ○借地、借家人
必要なもの	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が縦覧するとき)	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が閲覧するとき) ○契約書などの書類 (借地、借家人が閲覧するとき)
手数料	無料 1件につき200円 (ただし縦覧期間中は無料)	

※本人確認書類○1点で済むもの：マイナンバーカード、運転免許証など、公的機関発行の写真付きの身分証明書○2点必要なもの：健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の写真付の身分証明書など
※縦覧帳簿の縦覧方法：手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

縦覧 自分の土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較し、確認するための制度。縦覧台帳には所有者の氏名や住所は記載されていません。
閲覧 本人(納税義務者)の土地・家屋の評価額などを記載した固定資産税台帳を確認する制度。

通帳・印鑑不要
キャッシュカードと本人確認書類だけで手続きできる

税や保険料のペイジー口座振替受付サービス

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

利用できる税・保険料など

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、副食費、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、放課後児童クラブ負担金

利用できる金融機関

四国銀行、山口銀行、広島信用金庫、もみじ銀行、ひろしま農業協同組合、西京銀行、中国労働金庫、ゆうちょ銀行

注意事項

○口座名義人または納税義務者以外の方が手続きする際は、原則委任状が必要です。
○キャッシュカードの種類によつては、取り扱いできない場合があります。

※詳しくは「大竹市ペイジー」で検索、または市民税務課にお問い合わせください。

市ホームページはこちらから



障害のある方のための 軽自動車税(種別割)の減免

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

軽自動車税の減免

市は、障害のある方のために使用する軽自動車などで一定の要件を満たすものについて、申請で軽自動車税(種別割)を減免しています。
※軽自動車には、原動機付自転車(125cc以下)、二輪車(250cc以下)、二輪の小型自動車を含みます。

対象となる軽自動車

表の区分(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合は減免の対象となります。

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために1年以上の間、週3日以上使用すること
(イ)	家族	本人	
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(オ)	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員	常時介護者	

※「営業用」の軽自動車は減免の対象となりません。
※「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者(以下「身体障害者等」という)のことです(障害の級・程度によっては、対象とならない場合があります)。
※「家族」とは本人(身体障害者等)と生計を一にしている人のことです。

減免の手続き
減免申請は、納税通知書を受け取ってから5月31日(金)まで、市民税務課で手続きできます。納税通知書の発送は5月初旬を予定しています。
減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などについては、市のホームページ、または市民税務課で確認してください。

令和6年度納期限

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

税目 納期	固定資産税 都市計画税	市県民税	国民健康 保険料	後期高齢者 医療保険料	介護 保険料
4月30日(火)	1期	—	—	—	—
7月1日(月)	—	1期	—	—	—
7月31日(水)	2期	—	1期	1期	1期
9月2日(月)	—	2期	2期	2期	2期
9月30日(月)	—	—	3期	3期	3期
10月31日(木)	—	3期	4期	4期	4期
12月2日(月)	—	—	5期	5期	5期
12月25日(水)	3期	—	6期	6期	6期
令和7年					
1月31日(金)	—	4期	7期	7期	7期
2月28日(金)	4期	—	8期	8期	8期

○納付書は、各納期分をまとめて送付しますので、大切に保管し、納期限までに納めてください。
○納付場所は、納付書の裏面を確認してください。
○市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分(年金からの天引き分)については、年金支給日が引き落とし日となります。

軽自動車税(全期)の納期は
5月31日(金)



相続・遺言に関する相談会

問い合わせ 広島司法書士会 ☎082-221-5345

広島司法書士会は、相続・遺言に関する多様な悩みを抱えた方への無料相談会を実施します。

電話相談 ☎082-511-7196

面談相談(要予約) ☎082-211-5345

ところ 広島司法書士会総合相談センター(広島市中区上八丁6-69)

相談内容 相続・遺言手続き全般

相談日時

4月7日	10時～16時
5月12日	
6月2日	
7月7日	
8月4日	
9月1日	いずれも日曜日
いずれも日曜日	